

## 速記録

### 平成28年度 淀川水系流域委員会専門家委員会(第1回)

日 時 平成28年10月18日(火)

午前10時00分 開会

午後 0時04分 閉会

場 所 大阪合同庁舎第1号館(近畿地方整備局)

新館3階 A会議室

[午前 10時00分 開会]

1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 吉田）

それでは、定刻となりましたので、これより平成28年度第1回淀川水系流域委員会専門  
家委員会を始めさせていただきますと思います。

本日の司会を務めさせていただきます近畿地方整備局河川計画課の吉田といたします。よ  
ろしくお願いします。

まず初めに、これまで多大なご意見、ご助言をいただいております大石委員につい  
ては、一身上の都合で今年度から退官されております。そのため、今年度は8名の委員で進  
めさせていただくことになりました。

本日の出席委員でございますけれども、現在、7名の出席ということで定足数に達し  
ておりますので、委員会として成立していただきますことをご報告させていただきます。

議事に入ります前に、配付資料の確認と会議の運営に当たってのお願いをさせていた  
だきます。

まず配付資料ですけれども、お手元の配付資料リストに記載しております資料－1か  
ら資料－4ということで、非常に多うございますけれども全部で13点あります。不足資料  
等がございましたら、事務局までお申しつけください。

続きまして、会議運営に当たってのお願いが6点ほどあります。1つ目ですけれども、  
発言の記録は、会議の進行に支障を来さない範囲でお願いいたします。2つ目、会議中  
における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言は  
お控えください。一般傍聴者からのご意見につきましては、来週25日に開催いたします地  
域委員会においてお伺いいたします。また、近畿地方整備局のホームページや郵送でもお  
受けしておりますのでご活用ください。3つ目ですけれども、携帯電話等につきましては、  
電源を切るかマナーモードに設定し、会議中の使用はお控え願います。4つ目、会議の  
秩序を乱す行為、または妨げとなる行為はしないようにお願いします。5つ目、会議の  
進行に支障を来す行為があった場合には、傍聴をお断りしたり、退室をお願いしたりする  
場合がありますので、あらかじめご了承ください。最後6つ目ですけれども、報道関係の方  
のカメラ撮りはこれまでとさせていただきます。

議事に入ります前に、今年度、委員会事務局メンバーが変わっておりますので、簡  
単にご挨拶をさせていただきますと思います。中川課長のほうからお願いいたします。

- 河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課 課長 中川）  
河川環境課長の中川でございます。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 事務所長 今須）  
淀川ダム統合管理事務所長の今須でございます。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 桑島）  
淀川河川事務所長の桑島でございます。お世話になります。
- 河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宇根）  
河川調査官の宇根でございます。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 森田）  
木津川上流河川事務所からポストが変わりまして、広域水管理官で流域委員会を引き続き担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長 菅）  
河川計画課長の菅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課 課長 南）  
水政課長の南でございます。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川管理課 課長 柳瀬）  
河川管理課長の柳瀬です。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）  
猪名川河川事務所長の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 山本）  
木津川上流河川事務所長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 事務所長 竜門）  
おはようございます。この4月からですけれども、大戸川ダム工事事務所長の竜門でございます。お願いします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 山口代理）  
琵琶湖河川事務所長山口の代理で副所長の小谷でございます。どうぞお願いいたします。
- 河川管理者（水資源機構関西・吉野川支社 副支社長 青山代理）  
水資源機構関西・吉野川支社副支社長の青山の代理で永田と申します。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 吉田）

府県のほうは、代理の方が多いので割愛させていただきます。

それでは、議事に移らせていただきますので、中川委員長、よろしく願いいたします。

## 2. 議事

○中川委員長

皆様、おはようございます。大変ご多忙の中、ご参集いただきましてありがとうございます。

本日は、たくさん情報提供とかご審議いただくことがございますので、挨拶はこの程度にさせていただきます。すぐに、議事次第に従いまして議事に入っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

1) 今年度の淀川水系流域委員会の進め方について

2) これまでの指摘事項の対応について

○中川委員長

それでは、議事1) 今年度の淀川水系流域委員会の進め方について、2) これまでの指摘事項の対応について、事務局からご説明いただきます。よろしく願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長 菅）

お手元の資料-1、及び、資料-2について、私のほうから説明をさせていただきます。右肩に資料-1と書いてある「平成28年度淀川水系流域委員会の進め方について（案）」というものをご参照ください。

この淀川水系流域委員会ですけれども、非常に多くの河川、非常に多くの範囲についてご議論いただくことになっておりますので、各年度ごとに河川を選定しまして、ローテーションで進捗点検をお願いできればと思っております。

本年度は1年目のところで淀川・宇治川・瀬田川・野洲川について、来年度は桂川・猪名川、3年目については木津川下流・木津川上流、こういった形で分けてご議論いただきたいと思っております。なお、平成31年度については、また1年目の淀川・宇治川・瀬田川・野洲川に戻るということでございます。

今年度は、淀川・宇治川・瀬田川・野洲川でそれぞれ2回に分けてご議論いただきたいと思っております。下のほうでございます。第1回、本日でございますけれども、淀川と宇治川についてご意見をいただきまして、第2回を今年度予定しておりますけれども、瀬田川・野洲川についてご意見をいただければと思っております。以上が資料-1のご説

明でございます。

続いて資料－２でございます。【進捗点検における主なご意見に対する対応】という  
ことで、それぞれ分野ごとに一番左のところに【人と川とのつながり】【河川環境】【治  
水・防災】等とそれぞれございますけれども、これまでご意見をいただいた内容と、それ  
に対する対応ということで整理しているものでございます。

基本的にこういった視点でも資料、あるいは説明をしたほうがいいのではないかと  
いったご意見を多数いただいております。それに対して対応ということで右側に書いており  
ます。これらについて一つずつここで申し上げるのではなくて、これより先、資料－３以  
降でご説明をさせていただければと思っております。以上で資料２の説明を終わります。

○中川委員長

１）から２）までご説明をしていただきましたけれども、いかがでしょうか。何かご質  
問等ございますでしょうか。

今年度は２回、委員会を実施するというようなご説明でしたね。何かございますでしょ  
うか。ないようでございますので、それでは次の議題に進みたいと思います。

３）淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について

○中川委員長

それでは、議事３）淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について  
(淀川本川、宇治川)、事務局から説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 桑島）

資料－３－１をまずごらんください。私のほうからは、近年における「社会情勢の変  
化・地域の状況」、並びに、今後の河川整備の新たな視点について、ご説明をさせていた  
だきたいと思います。

まず資料を開けていただいて、３ページ目でございます。人口・水需要の将来推計を  
整理してございますが、ご多分に漏れず、将来的に考えると人口は減少傾向にございます。  
それに伴いまして、水道事業についても縮小する予想がなされているところでございます。  
そうは言っても、給水人口を見ていただくとわかるように、淀川の水がかなり多くの方  
に使われているという状況は変わらないのかなと考えてございます。

それから、資料の４ページ目、流域全体の観光施策との連携ということでございます。  
近年、八幡市にある石清水八幡宮が国宝指定を受けるなど、淀川流域で新たに観光の拠点  
となるような動きも出ているところでございます。それに伴いまして、河川のほうも、上

下流を結ぶ軸として舟運の復活ですとか、三川合流域に交流拠点を建設するなど、新たな活用の動きが出てきてございます。

次のページで説明しておりますが、外国人観光客も増えているということ、それから京都府さんでも「森の京都」「海の京都」、来年は「お茶の京都」ということで、地元を観光にうまく使っていこうというような取り組みがなされておりますので、河川側からもいろいろアプローチをさせていただいて、そういう動きに呼応していこうということでございます。

5ページ目が、先ほど言った訪日外国人旅行者の増加でございます。ビザの発給緩和とか、関空のLCCの乗り入れ、免税店の拡大など、観光入込客が東日本大震災で一時期大きく下がりましたが、その後、従前にも増して数を伸ばしている。また、評判も非常によくて、旅行専門誌などの評価も高く、リピーターも多いというような状況でございます。

6ページ目でございます。近年の洪水等による災害の発生状況ということで、平成25年の台風18号の状況でございますが、淀川水系につきましては、上流のダム群で可能な限りぎりぎりの洪水調節をして、堤防決壊等の重大な被害を回避することができました。ただ、桂川では堤防を越えるような越水氾濫が生じているのと、宇治川では計画高水位を超過するような出水になっております。また、淀川本川では、30年ぶりに高水敷が冠水するというような非常に大きな雨だったということでございます。

次に7ページ目でございます。新たなステージに対応した防災・減災の取り組みということで、先ほど申した異常な気象状況が非常に多くなっていて、50ミリを超えるような雨の発生頻度が近年、増加しているという話ですとか、平成24年には宇治市の弥陀次郎川で1時間に74ミリというような猛烈な雨が降り決壊被害を起こしているという状況がございます。こうした異常な気象状況に対応していく必要があるだろうということです。

それから、真ん中の枠の中に広域避難体制と書いてありますが、命を守る観点から、避難行動を的確に行うということが非常に重要性を増していると考えられます。従前の避難勧告に加えまして、主体的な避難が可能になるように情報を出していただくとか、あるいは広域避難体制をあらかじめ整備しておく、こういった取り組みが必要なのかなと思っております。

さらに、タイムラインということで、「いつ」「何が起きるのか」というのをあらかじめ時系列で整理していくことによって、緊急時の対応を慌てずに的確にできるように、沿川の自治体と協力しながらタイムラインを整備したところでございます。

それから、地震につきましても、南海・東南海地震の発生が懸念されているところでございますが、最大クラスの地震動に対しても機能が損なわれないような施設の改修なり管理を行っていく必要があるということでございます。

大きな2つ目、今後の河川整備の新たな視点ということで、9ページをごらんください。破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制確立の取り組みということで、5年間で達成すべき目標として、管内の流域特性、それから関東・東北豪雨の教訓を踏まえ、「逃げる・防ぐ・取り戻す」といったことを目指していこうということで、水害に対するレジリエンスを向上させていこうという取り組みを進めていきたいと考えてございます。

ハードについては、浸透対策、侵食対策、パイピング対策、これら破堤要因の除去を行うとともに、堤防天端の舗装、あるいは裏法尻の保護といったような、仮に越水しても避難のリードタイムを稼ぐだとか、そういった取り組みが必要なのかと考えてございます。

あわせてソフト対策ということで、ハザードマップは従前から整理されておりますが、マイ防災マップをより身近なものにしたり、自治体の広域避難の取り組みをより進める、あるいは先ほどご説明したタイムラインの充実を図るだとか、情報についてもプッシュ型の情報をどんどん出していただくとか、こういった取り組みが挙げられてございます。

それから、10ページ目でございます。河川でしかできない利用方法を検討するというところで、河川空間は都市内に残された貴重なオープンスペースですので、こういったものを活用しながら地域の活性化に活かしていこうと。また、非日常の体験ができる空間ということもございますので、水辺の魅力をより向上させるために、例えば夜間に舟を出すというようなことも進めていきたいと考えてございます。それから、三川合流地点に拠点施設をオープンするというにあわせて、舟運の復活とかそういうことも積極的に取り組んでいきたいと考えております。いずれにしても、息の長い対応をしていくことが必要だと考えますので、沿川自治体、経済団体、そういう方々と手を携えながら進めていこうと思います。

最後、11ページ目になりますが、堤防除草に関する取り組みということで、除草コストの縮減ということが言われておりますけれども、試験的に事務所の裏にヤギを導入して草を刈るような取り組みも進めております。こういったあらゆる取り組みをしていくことで、成果が上がったものについては採用していきたいというふうに考えてございます。

簡単ではございますが、私のほうからは以上になります。

○中川委員長

はい、ありがとうございました。

まず、資料－３－１に基づきまして淀川河川事務所長の桑島様より、近年における社会情勢の変化・地域の状況ということと、それから今後の河川整備の新たな視点という２点について情報提供いただきました。

ただいまのご説明につきまして、何かありますでしょうか。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

３ページの水需要に関する認識のところで、「人口減少に伴い、水道需要についても縮小する予想がなされている」という文言ですが、間違っていないですけど、もう少し認識として持っていただきたいことがあります。まず、人口減少がなくても水需要は減っています。それは、例えば、大阪市が該当します。大阪市は人口が当初の予想よりも割と減っているんですけども、水需要量は減っているということがございます。

それから、「縮小する予想がなされている」とありますが、縮小は現状で既に継続しているのであって、需要が減少に転じたのは10年、あるいはそれ以上前で、10年以上にわたって既に減少が続いているというのが実態でございます。

さらに申し上げれば、右下に載せてある表についてです。私は、大阪広域水道企業団の水需要予測のお手伝いをさせていただきました。ここに生活用水量の実績と推計と書かれていますが、将来予測する場合、当然、高位側の推計値と低位側の推計値があるわけですが、これはどちらでしょうか。高位側をピックアップされましたか。

○中川委員長

わからなければ、確認していただければと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宇根）

わからないので、確認します。

○伊藤委員

そうですね。高位側と低位側とあるということ。そして、その後、水量がその間に入っていけばいいんですが、実態は低位側付近の値をたどるケースがほとんどなのです。さらには、低位側よりもさらに減少してしまう場合もあります。ですので、こういう資料を出していただく場合には、両方併記していただくか、あるいはむしろ低位側を示す方が実態に近いということがあります。

そういうことで、水道事業体ではむしろ水需要減少に悩んでおられるので、節水というよりはいかに水を使ってもらうか、いかに水を売るかということに最近は力を入れてい



るというのが実際です。このあたりの認識についてはそういうことですので、よろしくお願ひいたします。

○中川委員長

事務局、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宇根）

はい、わかりました。今後、先生のご指摘を踏まえて、資料のつくり方を気をつけてまいるしたいと思います。

○中川委員長

はい。よろしくお願ひいたします。

ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

この5ページの訪日外国人旅行者の増加と書いてあるんですけども、河川管理者として、何か具体的にアクションを起こしているのでしょうか。これはこういう状況であるということの単なるご紹介と見ていいわけでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宇根）

そうですね。いろいろ行っている施策の中で訪日外国人旅行者に対しても効果があるものはあると思いますが、訪日外国人旅行者だけを狙ってやっている施策はこれですというのは、ちょっと思い浮かぶものはないです。こういうものも踏まえながらやっているということです。

○中川委員長

この間、ニュースを見ていたら、二条城の看板が日本語しか書いてないと。外国人が来ているのにというようなことで、そういう看板、サインボードについては少なくとも英語表記ぐらいはというような取り組みをされているというニュースがあつてね。例えば天ヶ瀬ダムにおいても、日吉ダムにおいても何か英語併記ぐらいはしてもらおうと、我々大学の研究者は特に外国人を連れて行って、そこで案内するものですから、書いてあればより理解が深まるのかなというふうに思いますね。いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宇根）

はい。我々も、英語表記にするためだけに看板の更新をやっているということはないんですけども、看板が古くなったものはありますので、更新する際には順次、その場にはどんな方が来られるかというのを踏まえながら看板の更新をやっていますので、天ヶ瀬ダムのように外国人がたくさん来るようなところであれば、当然英語の表記等も考えていき

たいと思います。また、本省のほうでも、川の英語表記の仕方について、たとえば、yodogawa riverなのか、yodo riverなのか、その辺のルールがばらばらだったので統一していこうということもございます。こういったものを意識した取り組みというのは、順次やっています。

○中川委員長

ありがとうございました。ほか、よろしいでしょうか。

なければ、次は資料－３－２【人と川とのつながり】について事務局から説明をいただけますか。資料－３－３【河川環境】についても同時にご説明ください。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所調査課 課長 長谷川）

淀川河川事務所調査課長をしています長谷川と申します。【人と川とのつながり】と【河川環境】につきまして、説明をさせていただきたいと思います。時間も大変限られておりますので、項目を絞って説明させていただきたいと思います。

まず、４ページ目をごらんください。河川レンジャーの充実という観点で、河川レンジャーの在籍人数ですとか、NPOとの交流内容という指標でございます。河川レンジャーにつきましては住民と行政の間に入っていただき、住民の方が河川に関心を持つような活動に取り組むということで、将来的には住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待しているところです。今後、交流の機会を増やす取り組みを行っていく必要があるかと思っておりますけれども、河川レンジャーのほうの人手不足であったりとか、高齢化の問題もあるかなというふうに考えております。例えば河川レンジャーを増員する試行的な取り組みということで、平成27年度より適性審査項目の緩和ということを行っております。また、住民と河川管理者の橋渡し役となるような活動につきまして、今後支援をしていければなというふうに思っております。

続きまして、６ページ目でございます。情報発信の充実という観点で、ホームページ等の情報発信内容や新しいコンテンツの取り組みという指標でございます。こちらにつきましては、多くの方々に河川に関心を持っていただいて、川にも訪れていただけるようにさまざまな手段で情報発信の取り組みを行っていくというものになっております。例えば、活動報告ということで、ホームページの新着情報にこういった事務所の取り組みというものを掲載して、住民の皆さんに事務所でどういうことを行っているのかを知っていただく取り組みをしております。また、利用者の方に対する取り組みということで河川に設置しております看板にQRコードをつけて、河川水位の情報発信等を行うという取り組みもし

ております。結果として、平成27年度は過去最高のホームページのアクセス数になっております。平成25年は台風18号の出水もあったこともあり利用状況は多くなってはおりますが、平成27年度も、ホームページの内容の改善とか、住民の方の水害意識の向上といったものもあった結果、アクセス数は増えています。ほかの平成26年とか、それよりも前の平成23、24年につきましては、大体通常どおりぐらい、1,000千件ぐらいのアクセス数になったというようなところで、今後もこういった情報発信につきましては、ますます工夫していき、河川に関心を持ってもらうための情報発信というのを継続して行っていきたいと考えております。

続きまして8ページ目をごらんください。こちらは、小径（散策路）の整備内容・延長という指標になります。こちらにつきましては、平成25年から平成27年の過去3カ年におきましては、淀川本川・宇治川では特に進捗なしという評価をしております。小径（散策路）につきましては、歩行者の方が河川に沿って容易に移動して安全に水辺に近づいていけるような整備をするということで、自転車と歩行者の安全な利用について検討したりですとか、距離標の表示を見やすくするような利用者の利便性の向上を図っていく方針で考えております。小径につきましては、緊急河川敷道路や河川管理用通路を小径として位置づけており、平成27年度までで淀川の整備率は約91%となっておりますし、また宇治川の整備率は約45%となっているということでございます。こういった小径につきましては、散歩に利用していただいたり、散策路ということで住民の方にも利用していただいております。

続きまして、11ページ目をごらんください。こちらにつきましては、破堤氾濫に備えたわかりやすい情報発信という観点で、まるごとまちごとハザードマップ設置箇所・設置数が指標になっております。こちらにつきましても、過去3カ年でいうと、淀川本川・宇治川では特段の進捗はなかったという評価をしております。過去3カ年は進捗がなかったんですけども、その前の平成24年につきましては、宇治市ですとか摂津市などでも、まるごとまちごとハザードマップ（「まるまち」）の設置をしていたということで、淀川本川ですとか宇治川におきましても3年より前につきましては、取り組みがあったということにはなっております。

「まるまち」につきましては、過去の浸水実績の水位ですとか、河川が破堤した場合の想定浸水深などを表示した看板をまちの中に設置するものです。木津川市の事例ですが、木津川市役所の庁舎に想定される浸水深3.2メートルと表示した看板を実際の高さに住民

の方に視覚的にわかりやすくということで設置しているものになっております。実態としましては、淀川本川ですとまだ設置市町は1市だけということで、特に大阪府域のほうではなかなか取り組みが進んでいないというようなところが課題だと考えております。

ただ、「まるまち」の設置箇所数が指標となっておりますが、実際、住民の方に情報発信する手段としてはこれ以外にもあるかなと思いますので、今後、自治体とも連携しながら、どういう取り組みをしていけばいいのかというところは検討していくことが必要かと考えております。

続きまして12ページ目、これは関係機関の連携という観点で、協議会との連携内容という指標になっております。

淀川河川事務所におきましては、水害に強いまちづくりを進めていくということで関係自治体と意見交換する場として、「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」というものを設置しております。年1回、首長会議を行ったり、担当者の方と行政ワーキンググループを開催して、地域で抱えているような課題等について議論をしていくということで、自治体との連携を強化して取り組みを進めています。

平成27年度は、関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防の決壊ということもありましたので、この「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」の中で、洪水予報やホットラインなど河川管理者から提供する情報とその対応について、首長と確認しました。自治体のほうからも、自治体が集まって問題意識を共有する非常に有用な会議であるというお言葉をいただいている状況になっております。【人と川とのつながり】につきましては、以上で終わらせていただきます。

続きまして【河川環境】というところで、3ページ目をごらんください。こちらは、イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数という指標でございます。天然記念物のイタセンパラにつきましては、特に近年、生息環境の悪化が強く懸念されているというところもありますので、イタセンパラなどの生息環境の保全ですとか、再生を図る取り組みというものを関係機関とも連携して実施していくということで考えております。

4ページ目をごらんください。実施内容として、イタセンパラの生息環境の保全のため、ワンド倍増計画を実施しています。平成19年度時点のワンドの個数からおおむね10年で2倍にするということで目標90個のワンドを整備するという目標を掲げていて、平成27年度につきましては、淀川環境委員会等の指導・助言をいただきながらワンドの整備を進め、

計6個のワンドを計上したという実績になっております。また、関係機関との連携ということでは、昨年度は再導入していたイタセンバラの定着状況をモニタリングしたということで、過去、平成21年、23年、25年とイタセンバラの再導入を行っておりますが、その後、稚魚の確認もされたということで、イタセンバラの保全の取り組みについては一定の成果が得られていると思っておりますが、引き続き、こういった定着状況についてはモニタリングをしていくということで考えております。

また、イタセンバラ保全市民ネットワーク（イタセンネット）といった組織とも連携しながら外来種の駆除、普及啓発活動などの取り組みも行っています。近年、イタセンネットの参加団体数も年々増えておりますし、こういったところとも連携しながら取り組みを進めていくことが必要であると考えております。

続きまして、9ページ目のほうをごらんください。ワンドやたまりの保全とか、ヨシ原の保全というものを指標にしておりまして、今後の河川整備では「『川が川をつくる』の手伝う」というものをキーワードとして、例えば生物のつながりとか、川と人とのつながりというものを回復するために、河川と陸域との連続性を確保するというようなことを目指しております。まず、ワンドの整備ということで、冠水頻度の高い基盤の創出を目的に、高水敷の切り下げをしたり、生物の生息環境を守るためにワンドの造成を行うということで、唐崎ワンドの造成イメージを例として示しております。

また、10ページ目は鶴殿地区についてですけれども、干陸した、もしくは干陸化しつつある河川敷の切り下げを行うということで、ヨシが洪水時でも水に浸かる高さまで高水敷の切り下げを実施するというので、27年度は0.36ヘクタールの切り下げを行って、ヨシ群落の面積割合が、切り下げ前の19%から切り下げ後は73%ということで、およそ3.8倍増加している結果も得られております。

続きまして12ページ目をごらんください。こちらは、川本来のダイナミズムの再生ということで、淀川大堰による水位操作の改善内容を指標にしております。こちらにつきましては、水生生物とか陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水などが重要であるということで、淀川大堰で試行操作というのを行っています。こちらは治水、利水の影響を考慮した上で、大堰湛水域の取水施設を改良して、春から夏にかけての平常時水位を現行からおおむね50センチ低く維持した上で、自然の水位変動に近い水位操作を行っております。昨年度は試験的な運用を実施しまして、結果としても城北ワンドで平成26年度調査では1,035匹、平成27年度も531匹のコイ・フナが確認

されたということで、効果が得られていると考えております。

最後ですけれども、20ページをごらんください。こちらは、河川環境の保全と再生のための人材育成ということで、河川環境の保全と再生を進めていくために専門知識の習得を目指していくというものになっております。具体的な例ということで、竹蛇籠製作設置講習会の実施ということを書かせていただいております。これは淀川河川事務所と学識者の方であったりNPO、京都府と連携して、竹蛇籠を製作設置する講習会を実施いたしました。こちらにつきましては、河川護岸等に使われていた伝統的な河川工法というものを体験し、オイカワの稚魚とかゴリ、アユがすむ瀬の創出をしていくということを目的にこういった講習を行ったということで、今後、竹蛇籠による環境変化を把握するためのモニタリングを実施して、竹蛇籠の効果というものも検証していきたいと考えております。竹を編んで、それに石を詰めて河川に設置するものです。講習会の参加者からも「貴重な体験ができた」というような言葉もいただいております。説明は以上です。

○中川委員長

ありがとうございました。ただいま、【人と川とのつながり】【河川環境】について、事務局から説明をいただきました。順番にご意見をいただきたいと思えます。

【人と川とのつながり】につきまして、何かご意見等、ございますでしょうか。矢守委員どうぞ。

○矢守委員

ご説明、ありがとうございました。3点ほど質問等をしたいのですが、【人と川とのつながり】の6ページで、ホームページのご紹介をいただきました。水位情報の話もいただいたんですが、そのところで確かアクセス数が非常に増えたというお話があったと思うんですが、どういうときに増えたかというデータはあるんでしょうか。つまり、台風が来てる時とかそういう意味なんですけれども、何月が増えたというようなデータはありますか。

○中川委員長

まだ整理できてませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所調査課 課長 長谷川）

そこまではまだ取れていない状態です。

○矢守委員

取ろうと思えば取ることはできる範囲でしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所調査課 課長 長谷川）

それはできると思います。

○矢守委員

いや、増えたというのはとってもいいことだと思いましたので、どういう経緯で増えたのかということがわかれば、さらにまた充実へ向けた働きかけもできるかなと思ひまして。ありがとうございます。

それから、2つ目は8ページのところで、これは質問というよりもこのようなことも可能なのかという程度のことなんです。こういった人と川とのつながりを増すような対策というのは大事だと思うんですけども、最近、いわゆる位置情報を利用したスマホアプリといわれているものが普及していて、例えばですけど、ここにも書かれているような、淀川周辺では和歌にも詠まれ古戦場ともなったというような場所に来れば、そういう情報が出る、その風光明媚なところもこれまで、あるいはこの20年間で一番水位が上がったときはこうなったんですよというような写真も一緒に出る。私は危機管理防災上の観点を担当しているので、以前にも申し上げたんですけども、検証項目別に川があるわけではないので、つながりはつながりとしてきっちり提示もするし、しかし同じ場所がひとたび事態が変わればこういう状況にもなるということもちゃんと出しながら、川を楽しんでいただきたいなとも思います。ですので、掲示板とか看板とかももちろんいいとは思いますが、最近そのような、私自身は余り得意にはしてないんですけどもメディアで場所に関する情報を複層的・複合的に提示するということが、非常に効果も上げていると思うので、そういうことを提案する場ではないのかもしれないですけども、ちょっと参考意見という程度です。これが2番目です。

○中川委員長

聞きましょうか。大変、示唆に富む意見だと思うんです。いかがでしょうか、事務局。何かもう少し突っ込んでこれでもか、これでもかというぐらいに複合的にそういう情報を提供することによって、住民の方々にいろいろな情報を共有していただきたい、そういうメディアを使った工夫ですね。いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 所長 桑島）

いいアドバイスをいただきましたので、今後ぜひ検討させていただきたいと思いますが、例えば河川でいえば距離標があつて、それごとに出す情報をちょっと変えるだとか、工夫の仕方によっていろいろできると思いますので、そこはまた検討させてください。お願い

します。

○矢守委員

どうも、わざわざコメントをありがとうございます。検討いただければと思います。

最後、3つ目ですけれども、12ページになります。これも、基本的にとっても大事なことだというのが大前提で、鬼怒川のこともあったので、こういった多くの首長さんたちがご参加くださるような場を持たれていくというのは、とても大事なことだと思います。先ほど冒頭でタイムラインのご紹介もあったので、小さい質問とコメントなんですけども、タイムラインの試みというのは私なりに理解するに、それぞれの機関とか組織がタイムライン的なものを持ってなかったところなんてむしろないと思われるんです。ですから肝心なのは、タイムライン本体というより、タイムライン合わせ、あるいはタイムラインをシンクロさせることのほうだと思うんですね。

たしか先ほどの説明にも連携という言葉があったと思うので、そういう観点から見たときに、特に防災とか危機管理に関するこのような関係機関のタイムライン合わせにとって、気象台関係と大阪府さんは非常に有力プレイヤーで、それと河川管理者と市町村というのが4大プレイヤーかと思うんですけど、その前提のもとで、どんな方が出席されて連携の輪に現在入っておられて、大体どのようなお話だったのかというのをちょっと伺えればと思います。非常にこれから大事なテーマだと思いますので。以上です。

○中川委員長

いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所調査課 課長 長谷川）

淀川管内水害に強い地域づくり協議会のメンバーですけれども、【治水・防災】の6ページ目に、大阪府域、京都府域とそれぞれのメンバーを書いております。府ですとか気象台の方にも入っていただいたりしておりますので、検討する場というのがあります。タイムラインということでは、この協議会の中で整備を進めておりまして、つくって終わりではないので今後、災害を経験しながらよりよいものに更新することをこの協議会の中でやっていきたいと思っております。

○矢守委員

わかりました。ありがとうございます。どうしてもユーザーから見ると、市町村から出てくる情報、河川管理者から出てくる情報、気象台から出てくる情報と、情報ひとつひとつも主に3系列あって、この間の関係がやっぱりわかりにくいというのがユーザーサイド



の率直な気持ちだと思います。もちろん、指定河川を中心にそういう連携を図るためにも、こういった協議会、あるいはタイムラインの試みというのはあると思いますので、ますます特に重要な進捗点検項目としていただけたらなという希望を込めての質問です。ありがとうございました。

○中川委員長

ほか、ございませんでしょうか。

○大野委員

【人と川とのつながり】の2ページ目です。全体を通しての話ですけれども、今年度、結果を記載していただいてありがとうございます。書いていただくと細かいことがちょっと気になるんですけど、この「結果」を拝見すると、どういうふうに意見を聞いたのかという話と、ここにはプラスイメージのお話しか書いてないんですけれども、マイナスイメージの意見はどうだったのかということも気になります。淀川と宇治川で実施内容は違うとは思いますが、この2つの河川で共通の意見とか異なる意見がどうだったのかということも記載していただくと、より議論が進むのではないかなと思っています。そのあたり、もし何かあればよろしくお願ひします。

○中川委員長

事務局、いかがでしょうか。何か。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所調査課 課長 長谷川）

ちょっと表現の仕方については工夫して書けるようには検討していきたいと思います。

○中川委員長

そういう回答だけでは不十分と思いますが、大野委員、もう少し具体的に質問をお願いします。

○大野委員

これはどういうふうに意見を聴取されたんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所調査課 課長 長谷川）

実際こういう取り組みに参加していただいた方からアンケートをして声を聞きました。ちょっと、全体的にどういう意見があったというところまで、今、手元にない状況ではあります。

○大野委員

マイナスの意見はどのようなものがありましたか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所調査課 課長 長谷川）

そういうところも含めて、これから追加して記載していけるようにはしたいと思います。

○大野委員

はい、そうですね。そちらのほうが重要かもしれないですね。

○中川委員長

そうですね。では、大久保委員、お願いします。

○大久保委員

2ページから4ページの、日常からの川と人のつながりの構築に関するところです。これを見ますと、まず3ページのところで、こういう取り組みを測る指標として従来はなかった、つまり河川整備計画を立てたときにはなくて、その後の法改正で入ってきたもので、一つは実施方針にも入れていただいているんですけども、河川協力団体という取り組みが入って、それから環境教育推進法のほうも協働取組の協定という制度が入って、そういう新しい指標になり得るものが入っていて、実施方針のところに環境教育と河川協力団体とタームとしてはせっかく入れ込んでいただいているのに、それがどういう感じで増えたのかとか、河川協力団体がどれぐらいありますよとか、あるいは協働取り組み協定ががありますよとか、そういう情報が全くないのでちょっともったいない。それで、実際どうなっているのか、聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、4ページ目の河川レンジャーのところは、基本的にこれを増やすぞ、足りないこと、河川によってはもう余り増えなくてもいいというようなご説明があったところもあったと思うんですけども、河川レンジャーを増員させようと思って審査項目の緩和を行ったんだけど、結果的に人数は余り変わらなかったということなんですか。

それから、交流者数も、正直この3年間ぐらい減っているように見えるんですが、ここが結果のところでは、これまでの延べ人数としてこのぐらいになりましたという書き方なので、近年減っているというのが余り出てこない。ここはどうなんですか。どのぐらい増えているのかというのは、例えば河川レンジャーは余り増えなかったんだけど、河川協力団体が増えているとか、連携した取り組みなので団体としては取り組みが増えているというのであれば、別に減っているわけでもないというふうに思うんですね。

河川レンジャーのほうは、審査項目の緩和ってどのような緩和を行ったのか。実際審査項目が厳しいから増えなかったのか、それとも河川レンジャーになることによるメリットというか、逆に、もっと自分たちの河川レンジャーとしての活動がしやすくなるような、

なってからのインセンティブが足りないということなのかもしれないし、この要因分析として河川レンジャーの意見をちゃんと聞いているのかと。河川レンジャーとしては住民と河川管理者の橋渡しとなるような活動をやりたいとう、実施方針にもそう書いていると思うんです。こういうことを考えていきたいというご説明だったと思うんですけども、具体的にどういうものを想定していて、実際それができているのか、できていないのかというあたりのご説明をいただけると。

○中川委員長

いかがでしょうか。まず数ですよ、河川協力団体等の経年変化とかいう。これはどうなんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

河川協力団体は、淀川河川事務所管内では4つの団体が登録がされています。そんな劇的に増えているというわけではないです。

○大久保委員

劇的に増えるものでもないと思うんですけど、今は4つで、これは主に清掃関係ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

主にそうですね、清掃関係ですね。

○大久保委員

河川協力団体数が山のように来年までに15団体になりますとかいうことはあり得ないと思うので、どのような活動をされているかということが重要かと思います。

また、環境教育推進法に基づく協働取組協定については淀川関係ではこれまではないんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宇根）

環境教育推進法に基づくものかどうかはちょっと記憶していませんが、文科省と連携し、取り組むよう本省から通知がでていたと思います。いずれにしても、しっかり取り組んで行きたいと考えています。

○中川委員長

まだ、先生の情報からアクションを起こすまではまだちょっと時間がかかるようです。

それから、審査項目の緩和を河川レンジャーでやったということですが、どういう状況でこうなったのか、インセンティブが足りないのか、厳しかったのかとかそのあたりのことにつきましてはいかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

審査において最後まで残られる方というか河川レンジャーになっていただける方が、そんなに多くなかった。応募していただいて、発見講座・養成講座の講習も受けていただいて、何がしたいかというようなプレゼンを行っていただく中で、審査の中で「河川レンジャーに対して、あなたはどのようなふうな考え方ですか」とかというような審査項目がございまして、その項目が1つの項目に対して4つぐらい評価項目あった部分に対してあまり細かく言いますと、今後応募される方に支障になるので、評価項目を4つから3つに絞ったりだとかということで、少し河川レンジャーになっていただける方を絞り込んだというか、言葉では緩和したというふうに書かせていただいておりますが、そのような取り組みを行ったということになっています。

○中川委員長

そうですね。河川レンジャーに応募された方に求めるレベルが高過ぎたということで、もう少し入っていただくのは入りやすく、入っていただいてから中でちょっと鍛えようかなというようなところとか、そういうところで基準は緩和させていただいたり、あるいは評価者ですよ。この人は河川レンジャーになってもらっていいのかなということを点をつけてやるんですけども、その点数もなかなか厳しい点数をつけるんですよ、皆さんね。その点数のつけ方というのが、結構テクニカルなところがあるんですね。あるやり方をするとどうしても厳しくつけちゃうとかね。いわば、3点以上合格のときには2点ぐらいから始まるようなつけ方とかいろいろあるじゃないですか。その辺のテクニカルなところをちょっといろいろ工夫させていただいて、河川レンジャーの増員を考えているというところですね。よろしいでしょうか。

それから、交流数が減っているというこの実態についてはどうでしょうか。この図をつくったときに、どのように分析したのでしょうか。これは変動の範囲内と見てよろしいのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

委員長に言っているように、天候だとかというところに左右される場所もありますし、どんどん減少していているというわけではないので、変動する幅の中だというふうに感じております。

○中川委員長

できればコンスタントに増えていってほしいんですが、その取り組みもまた努力してや

っていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

時間も押してますので、いかがでしょうか。次の河川環境のほうに移ってよろしいでしょうか。また何かあれば。

○立川委員

1つだけ。10ページの三川合流部の拠点のところ、言うまでもないと思うんですけど、これは淀川の治水の歴史とか、あるいはどういうふうな被害を受けてきたとかそういうようなことを学ぶようなものも準備されるのでしょうか。

○中川委員長

そうですね。そのあたりの情報をいただけますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

三川合流のところの公園施設の拠点整備というのを行わせていただいておりますが、その中に展示スペースですとか、いろいろと皆さんが発表できるようなスペースだとかを予定しております。今後、その取り扱いや運用方法ということは決めていかなければならないとは思っています。もちろん、災害の歴史でありますとか何か企画展みたいなことも、できれば考えていきたいと思っています。

○中川委員長

立川委員、よろしいですか。

○立川委員

はい。

○中川委員長

せっかくの施設ですので、大いに利活用していただくということが大事だと思います。では、またありましたら、時間が余ればご意見いただきたいと思いますが、【河川環境】のほうに入りたいと思います。どなたかご意見は。大野委員、どうぞ。

○大野委員

4ページのグラフの結果のところなんですけれども、この結果を見ますと、外来魚の生息数が低く抑えられているということなんですけれども、イタセンパラの稚魚の数の増加が平成24年度以降、成果が余り見られないのはなぜなのでしょう。それが1点。

あと、以前にももしかしたら申し上げたかもしれないんですけども、総個体数はどのようにカウントしているのでしょうか。というのも、平成6年からのグラフを見てみると、過去は非常に個体数が多いが、平成24年度以降が非常に少ないというので、どうやってカ

ウントをしいるのかなというのが気になりました。

○中川委員長

ただいまの質問につきまして、いかがでしょうか。事務局、回答をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所河川環境課 課長 岡崎）

まず平成24年以降のことですが、平成25年の10月に城北ワンドの2つのワンドで稚魚の放流を実施したんですけれども、これは外来魚駆除とかの成果もあり、個体数は維持できているという評価をしています。当初は、放流しましたのが500匹でして、その500匹が1年魚ですのでその冬に卵を産んでかえって個体数は維持できるというようなところで考えております。

○中川委員長

総個体数の評価というのはどういうふうに行っているんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所河川環境課 課長 岡崎）

個体数の調査ですけれども、こちらにつきましては、放流したワンドの周辺を踏査しまして、稚魚が浮出している数をカウントした累計を計上しているというところです。

○中川委員長

そういうやり方ですね。大野委員、いかがでしょうか。

○大野委員

踏査する人間は、毎年変わっているんですね。同じ方がされていますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所河川環境課 課長 岡崎）

基本的には、継続的に同じ者がやっています。

○大野委員

平成6年からですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所河川環境課 課長 岡崎）

再導入をしてからは同じ者がやっています。

○中川委員長

よろしいでしょうか。

○大野委員

はい。

○中川委員長

ほか。大久保委員、どうぞ。

○大久保委員

今のお話とも関係するんですけども、これは1年置きにやっていて、平成27年度は再導入はないという理解で良いですか。その前の平成25年度に再導入した500匹は維持できているので、再導入をやらなかったんですかね。再導入予定、今後のスケジュール感がちょっとよくわからないので教えていただければと思います。

それとの関係で今度12ページを見ますと、12ページはコイ・フナを指標にしているんですが、これもぱっと見ると減っているように見えるんです。ただ、コイ・フナで本来のダイナミズムとか、あるいは生物多様性が全部測れるわけでもないと思うので、基本的にどういう形で生物多様性指標を考えているのか。もちろん利用形態とか場所にもよると思うんですけども、むしろ指標の取り方、ここは1年だけで減っている、増えているという話じゃないですよという話ではあると思うんですが、どういうふうに評価していくという感じなんでしょうか。

○中川委員長

事務局、いかがでしょうか。2点、ありましたが。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所河川環境課 課長 岡崎）

まず再導入の件ですけども、こちらにつきましては、平成25年の10月に500匹を放流した後、その数を維持できてますので、当面のところは、再導入する予定はないです。

ダイナミズムの指標評価のほうですけども、12ページのほうは淀川大堰を使って高い水位でとめた場合に、コイ・フナがたくさん産卵して孵化するというようなところですけども、こちらについては平成26年以降、継続的に調査をしまして、いろんな要因で数の増減はあるかとは思いますが、今のところ高い水位でキープした状況でしっかりコイ・フナも産卵している、個体もかえっているというようなところで評価をしています。そのほか、コイ・フナだけではなくほかの指標というところなんですけれども、水位を低くした場合にはアユの遡上だとかを図れるというところもありますので、それらは今後、指標として検討できればと思っております。

○中川委員長

ダイナミズムの再生について、今のご質問は恐らく生物多様性というものをどう見ていくのか、どう評価するのかというところですよ。だから、その辺はどういう指標をお考えなのかという話です。アユだけをちょっと考えますというだけでは、ちょっと答えにはなっていないと思います。

どうでしょう。その辺の多様性の指標をやはりもう少ししっかりと持っておいていただけるとか、もう少しその辺は考えた上で調査を行うとか、何かないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所河川環境課 課長 岡崎）

特定の魚というふうになりますと、先ほどのアユとか、コイ・フナということになるんですけども、おっしゃるとおり、そのダイナミズムによって例えばワンドの多様性だとかいうところにも反映されるというふうに考えていますので、そういう魚種の数という指標も検討していきたいと思います。

○中川委員長

大久保委員、いかがでしょうか。

○大久保委員

そうですね。魚もですけど、植物もそうだと思いますし、環境全体としてのところでいうと、そういうものが計画をつくったときよりも生物多様性の指標というのが展開している部分なので、そういうのを反映した新しいものがあるのもいいのかなと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 所長 桑島）

補足させていただきますと、まさに今ご説明しているこの12ページのところは、大堰の湛水域のところですか。そういう意味ではダイナミズムというよりは、いろんな生物に影響を与えないような操作のあり方を検証するために、コイ・フナ、あるいはアユを引き合いに出して検討をしていると、そういうふうにご理解いただければありがたいと思います。ダイナミズムの議論はもちろん大事だと思いますので、それはそれでよい方法を考えていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○中川委員長

はい。コイ・フナですら大変悲惨な状況であったわけですね。その改善策として、大堰の操作によって少しでもダイナミズムを戻して、特に産卵とかに適したような運用をしようということで始めて、さらにそれが、先生おっしゃるような生物の、植物のダイナミズムが生まれてきて、結局それは多様な生息環境の場になり得ると。また、なっているかどうかをちゃんと見ていこうということも大事だということでもよろしいですかね。

○大野委員

はい、そうです。それで、いろいろこれが足りない、足りないという話ばかりしているのですが、すごくよかったのは、さっきの【人と川とのつながり】の4ページのところなどは、見せ方でいうと活動分布図でどんな種類の活動がどこでできたのかというのが、



すごくわかりやすい。赤とか黄色とか、活動量がいっぱいあるところは大きくなったり、小さいのを挙げたりとか、こういうすごくとてもよい工夫がなされている。今、12ページを取り上げたのは単なる例であって、イタセンパラの話やコイ・フナの話やそういうものを全部まとめた形で生物多様性の様子がわかるようなものがあるといいですよと、そういう戦略が欲しいですねという話です。

○中川委員長

はい。事務局も、そのような考えであるということ桑島事務所長のほうからいただきましたので、さらに発展していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。堀野委員、どうぞ。

○堀野委員

一つはコメントとして受けとめていただいたらいいんですけども、先ほどから言われているように、例えばイタセンパラにしても、この狙いの中に多様性の価値ということを行うのであれば、やっぱり指標として多様性指数とか、あるいは逆の単純度指数ぐらいは多分整理できると思うので、ワンドごとにされてはいかがかと。

個人として一番気になるのは、ワンドをいっぱいつくられてて、その数がこれだけ増えてますよということは、ひとつは悪いことではもちろんないと思うんですけど、どういうワンドで効果的であったかということ今まで余り聞いたことがないですよ。大体一回パターンをつくって、それをある程度の箇所には散るようにぼこぼこつくっていつていようなイメージで捉えてしまうので、果たしてそれでいいのかということ。効果の高かったワンドを振り返って、そういう構造の工夫を今後、数というよりはワンドの質の向上を図るということは、多分念頭に入れられていると思うんですけど、見えてこないもので、そういったところをちょっとわかるようにしていただきたい。

それと最後、つまらないという怒られちゃうんですけど、イタセンパラを導入しているなら、せめてその再導入した稚魚数ぐらいどこかにちゃんとインフォメーションとして入れていただきたい。突然第3世代まで誕生しているというのは、平成25年に再導入しているから今そうなんやろうとわかるんですけど、その前のところも含めて数がわからないので教えてほしい。

最後はちょっと皮肉もあるんですけど、こういうことでいいのかというね。一回なくなっちゃったから再導入してこうなりましたというのを、例えば今後もそうなら繰り返すのか。ある種ドーピングみたいな感じに受けとめてしまって、これはもうちょっと大

局的な、全国を含めた是非論になるのかもしれませんが、ちょっと気になるかなあというところですよ。以上です。

○中川委員長

はい。事務局、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所河川環境課 課長 岡崎）

再導入した稚魚数はしっかり記載するようしていきたいと思います。

あと、ワンドの件なんですけれども、イタセンパラの導入にしましても、外来魚がたくさんいるような形で、4ページにもありますようにNPOとかの協力をいただいて年間で5,000匹のブラックバスとかブルーギルを駆除して、ようやく生き長らえるというような状況にもなっています。そういう中で、イタセンパラだけではなく在来種もたくさん復活しておりますので、そういう魚の確認をしつつ、イタセンパラを維持しながら多様性というところを維持しているというようなどころでご理解いただければと思います。

○中川委員長

イタセンパラの仔魚だけじゃなくて、成魚の個体数を示すのは具合悪いんですか。やっぱりこれは示しにくいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所河川環境課 課長 岡崎）

成魚のカウントはかなり難しい状況でして、仔稚魚でしたら、孵出する時期に水際に固まりますのでカウントが容易だということです。あと、外来魚を獲るときに、時々成魚も獲れることは獲れるんですけども、ワンド全体の総数ということになるというとかなり難しい状況です。

○中川委員長

ということらしいです。

○堀野委員

いや、そんなことはないでしょう。ワンド全体を完全に、しっかり調査をやれと言っているわけじゃないので、一部コドラートを設けてその範囲内で採捕を掛ければよいだけで、私は実際やっていますよ。その中において何匹いたというようなことを調査、種と数だけで、あとはシンプソンの単純度指数とかいろんなものがありますから、生態系の人がお勧めするような方法で多様度の指数を整理することぐらいはできると思うんですけどね。

そういう意味では、仔稚魚のほうを避けるといったらおかしいですけど、それはそれで別カウントにしたほうがいいのかもわからないですけど。全部やろうとすると無理ですよ。

でも、どこか区間を区切って、あくまで指標として毎年1回、2回、採捕をかけて多様度を検証するというところぐらいはそんなに手間だとは僕は思わないんですけど、無理ですか。

○中川委員長

いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所河川環境課 課長 岡崎）

カウントをするという面ではひとつ検討をしてはというところですけども、実際、イタセンパラの密漁問題とか個体数を保護するという観点で、いろんな関係機関とも調整しているところでした、その調査した結果を果たして出せるか、出せないかというのはまた別の議論が必要だという状況にはなっています。

○堀野委員

多様性指数とか単純度指数には、種とかは上がってこないんですからね。出して何の問題もないと思うし、別にイタセンパラだけを守ればよいということではないですよ、恐らく。私が言っているのは、ここで「多様性の価値に関する保全」と観点の中にも入っているように、そういうことを観点としてうたうのであれば、イタセンパラに偏重したような、魚道でいうとアユに偏重したように解釈されてしまうので、そういうことはやめたほうがいいんじゃないのかなと思っているんです。

○中川委員長

そういう意見であるということをお聞きしておくだけにしておきましょうか。

時間も押しておりますけれどもいかがでしょうか。まだほかにも、河川環境についてご意見はあろうかと思うんですけども、どうでしょうか。

○大久保委員

助け舟じゃないですけども、基本的に国だけでやろうとするとそれはできないと思うので、やはり生物多様性の観点に関してはむしろ、多分やってらっしゃると思うんですけども、京都府とか大阪府とか生物多様性の地域戦略があるわけですので、そういうところとの連携を向こうも図りたいと思っていると願いたいので、そういうところと連携してやっていくということが重要かなと思います。

○中川委員長

そうですね。いかがでしょうか、事務局。確かにそのとおりだと思うんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宇根）

アドバイスありがとうございます。関係機関ともしっかり連携してやっていきたいと思

います。また、堀野先生からもいろいろアドバイスをいただきました。我々は勉強不足のところもあるかもしれませんが、またいろいろ勉強させていただきながら今後どうあるべきかを検討していきたいと思えます。

○中川委員長

またお気づきの点がございましたら、時間があればご指摘いただきたいんですけども、次に進ませていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事の3の続きでございますけれども、資料3-4、5、6、7【治水・防災】【利用】【利水】【維持管理】、続けてご説明、いただけますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所調査課 課長 長谷川）

続きまして【治水・防災】のほう、資料3-4をごらんください。まず観点で破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の確立ということで、5ページ目をごらんください。

「住民の水害に対する意識調査の実施」について、住民約4,000名の方を対象にウェブアンケートを行ったものになっております。住民の水害意識の変化ですとか、水防災の知識であったり、水害の意識を高める方策ということを知っておりまして、結果としては、避難とか防災の情報というのは住民の方はみずからネットなどで得るという結果が得られました。ただ、一方で行政からの避難の呼びかけについては、直ちに避難するとは限らないというような傾向も見られて、大丈夫だと思ったり、緊迫感がないというような声もあったということで、行政の防災情報を避難行動にどう結びつけるかという施策が必要なのかなと考えており、例えばマイ防災マップですとか、まるごとまちごとハザードマップとか、あとは勉強会というようなものが必要かなというふうに考えております。こういったところから危機管理体制の強化・構築というのを図っていきたくと考えております。

具体的には、7ページ目のほうでマイ防災マップの事例を示させていただいております。避難経路ですとか、避難所の位置を示したものになっていて、実際に住民の方がまち歩きということで現地調査をしたりですとか、住民の方がみずからマップをつくるということで、年々継続した取り組みが行われていたり、隣の自治体がやっているからうちもやってみようというような誘発効果も見られ、徐々に取り組みが進んでいるというところになっております。

8ページ目のほうに取り組みについて細かく書いているんですけども、基本的にマイ防災マップの作成主体というのは自治会単位が標準で、ただ、地域の実情に応じて小学校区の場合もあるということです。ケーススタディということで、京田辺市で着手され市

内各地で作成の広がり浸透したり、対岸の井手町で着手されたりとか、井手町の取り組みによって城陽市のほうでは校区単位でつくってみようということで、本川とか宇治川の取り組みではありませんが、こういった取り組みも進んでいるということになっております。

今のはソフト対策のお話ですけれども、ハード対策ということでいいますと、12ページ目で堤防の強化対策の実施という観点になっております。こちらにつきましては実施方針では、計画高水位以下の浸透とか侵食対策の緊急整備区間というものは10年以内に実施する、それ以外のところについても計画的に実施していこうという計画にしております。ただ、平成24年に九州の豪雨を受けて堤防の緊急点検を行いましたけれども、その結果も踏まえ、整備計画の緊急整備区間外も早期に完成できるように進捗を図っていくということで、平成26年度に宇治川で0.4キロの整備を行ったというような実績になっております。結果としましては、淀川本川、宇治川それぞれで浸透対策、侵食対策を行っており、着々と整備を進めています。

13ページ目ですが、こちらにつきましては、昨年、水防災意識社会再構築ビジョンの取り組みを進めていくということで国交省のほうで発表させていただいておりますが、こちらは当面の間、上下流バランスなどの観点から堤防整備には至らない区間において、天端の保護、裏法尻の補強といった、堤防から万が一越水しても決壊までの時間を延ばす堤防構造を工夫する危機管理型の対策を今後概ね5年で実施していくものです。13ページ目は淀川本川、14ページ目は宇治川の施工範囲について今後の予定を書かせていただいております。

17ページ目は、ダムの洪水調節の効果についての観点になっております。こちらのほうは、既設ダムの再編や運用の変更ですとか、また放流設備の増強といったところの検討をしていく必要があると考えており、平成25年の18号台風におきましては、天ヶ瀬ダムでも洪水調節を行い、実際このときには、ゲート操作を行うことにより最大流入時には約4割の流量を低減したというような結果が得られており、ダムの洪水調節による効果というのは非常に大きかったと考えています。【治水・防災】のほうは以上になります。

続きまして、資料-3-5【利用】のほうをごらんください。まず2ページ目は、川らしい利用の促進ということで、川への親しみを増進するとか、水辺のにぎわいで関西を元気にするというようなことで、江戸時代に栄えていた舟運の復活をしようという取り組みを進めているところです。また、兵庫県南部地震のときは一般道路も大分混乱しました

ので、水上輸送の重要性もあると考えており、当面は下流のほうから三川合流域で、今後伏見まで行ければというふうに思っておりますけれども、当面三川合流域まで航行が可能になるように舟の試験航行ですとか、航路確保について検討していきたいと考えております。

実施内容ということで八軒屋浜から枚方までにつきましては、不定期に舟運事業者さんが航行されているということもありますので、引き続きイベントを通じて、舟運の魅力の可能性を検証するということを行っていきます。また、ナイトクルーズのニーズがあり、毛馬閘門の夜間航行実験というものもこの間の三連休のときに行っております。

一方、枚方から上流、三川合流部までにつきましては、まだ水深が浅いところもあり、航路の確保が課題というのが現状になっています。ですので、まずは水深調査を行ったり、小型の実験船で試験航行というのは何度かやっておりますので、そういったところを引き続き行いながら、上流まで上っていくための方策を考えていく必要があると考えております。

派川での取り組みになりますけれども、宇治川派川の取り組みということで、十石船は今、三栖閘門のほうで下船すると三栖の資料館というものがあるんですが、そちらで過去の伏見の歴史、水運の歴史というものを学んでいただくような取り組みも行っているところです。今後は上流のほうは航路確保ということが必要ですし、下流のほうは船に乗るだけですと何度か乗ると飽きられてしまうこともあり得ますので、降りた後の水辺のイベントというものも含めて、周辺の自治体とか民間事業者と連携しながらやっていく必要があると考えております。

8ページ目です。これは水辺の整備ということですが、憩い、安らげる河川の整備という観点で、人が水辺に親しんでもらうというような環境をつくるということが必要と考えています。「淀川アーバンキャンプ」という淀川河川敷の空間を利用する社会実験の一環として、いろいろ体験ができる取り組みを行っており、例えば「水上さんぼ体験」という水上のアクティビティを試行的にやってみたり、今年度の取組になりますが、公募型で民間事業者に出店してもらって民間のアイデアを生かしながら、そういうおもしろい取り組みをしていくということもやっております。官民連携で淀川の水辺のにぎわい創出のための取り組みを進めており、西中島地区で実施をしました。

続きまして【利水】のほうにいかせていただきます。2ページ目ですが、慣行水利権の許可水利権化の実施という観点で、水需要等を利水者から聴取し、利水者の水需要につ

いては機会ごとに精査をしながら、適切に水利権許可を行うとともに、その結果については公表するというようにしております。

また、農業用水につきましても、水利用の実態把握に努めながら、機会ごとに水利権化を促進するというように進めております。例えば、占用許可更新時などにはその水利権の必要水量の根拠を厳格に審査していきながら、水利権を許可するというように、昨年度につきましては、木津川の1件につきまして水利権許可を行ったというような実績になっております。引き続き、そういう占用許可の更新時などを通じて、許可水利権化の働きかけを行っていかうと考えているところでございます。

続きまして5ページ目です。渇水調整の円滑化への取り組みという観点で、近年の少雨傾向による渇水のリスクということ踏まえ、利水者会議などを行い平常時から情報交換を行うなど、渇水調整の円滑化を図るということですか、利水者の意向も確認しながら渇水調整の方法の見直しを行うといったことを考えております。

平成26年度に淀川水系水利用検討会ということで利水者会議を設置し、関係者が河川管理者とともに情報交換を行ったり、意見交換を行うことで、今後の水利用のあり方について検討を行うことを目的としております。渇水調整の考え方、渇水リスクに関する事項などについて検討を行っております。平成27年度におきましても、渇水調整の方法について利水者の意向を確認しながら検討を進めたということで、今後も引き続き同様に、利水者の意向も踏まえながら検討を進めていくということで考えているところでございます。

最後が【維持管理】で、2ページ目でございます。堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施という観点で、堤防等につきましては、機能を適切に維持するために日常から調査、巡視・点検を行っております。損傷程度などに応じて順次、補修するというように取り組みを進めているということです。また、既設ダムにつきましても当然、ダムの機能を維持するために日常点検を行っておりますし、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指すということで行っております。

実施内容としましては、平成27年度の「河川管理施設の点検結果」から予防保全段階箇所数9カ所、補修実施箇所数1カ所ということで、それらにつきまして補修を行っているということで取り組みを進めております。状態を把握して評価分析を行いながら、予防的に補修が必要な箇所については、優先度が高いところから順次補修を行っていくということで進めているところでございます。

3ページ目は、ダム機能の維持・堆砂量という指標で、ダムの機能を維持するために、日

常点検を行っておりますし、堆砂量についても、機能維持のために排砂の検討を行っているところです。具体的には天ヶ瀬ダムでございますけれども、現在、堆砂率が約8割とかなり堆砂が進行しているというような現状になっております。近年20年くらいは、比較的堆砂の増加傾向は小さくはなっているんですけども、8割の堆砂があるということで対策は必要であるというところがございます。具体の実施内容につきましては、約25年後には計画堆砂量6,000千立米に達することが見込まれるため、改善を行うための取り組みとして、平成27年度は試験施工を行い、平成28年度より実際に堆砂撤去を行っていくということで考えております。こういった堆砂撤去を行っていくことにより、ダム機能の維持を図っていくことを進めていこうと考えております。駆け足になってしまいましたけれども、以上で終わります。

○中川委員長

ありがとうございました。飛び飛びの説明になってしまいましたけれども、一応皆様方には事前にご説明いただいていると思いますので、いかがでしょうか。どこからでも構いません、時間も押してますので。立川委員、どうぞ。

○立川委員

【治水・防災】の9ページのところでちょっと教えてください。平成27年6月に水防法が一部改正されて、「想定し得る最大規模の洪水及び内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度を創設」されたということで、実際にこういう情報が今もあるわけですが、右のほうに沿岸部の利用について少し記述がありますが、内水とか洪水については、どのようにこういった情報を使っていく予定であるか、あるいは既に何かなされているのか、教えていただければと思います。

○中川委員長

高潮と洪水という意味でしょうか。

○立川委員

すいません。高潮については右に少し一例があって利用の仕方の紹介がありますので、あわせて洪水とか内水について、どのような利用を考えようとしているのか。あるいは、既に何か使って活動がなされているのかが知りたいということです。

○中川委員長

それは最大の外力を想定したものに対してですね。

○立川委員



ええ、そうですね。従来とは違った情報が出ていますので。

○中川委員長

いかがでしょうか。L2レベルについてですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宇根）

いわゆるL2レベルの洪水における浸水想定については、水防法の改正があり、直轄の水系では全て公表していくことになっていますので、今、公表の作業をしている最中がございます。淀川については、ちょっと複雑な河川でもありますので、まだ計算中ということで公表はされてません。

今後の活用については、当然L2レベルになりますと想定以上の外力になり、氾濫していきますので、ハザードマップや避難計画などについて今後検討していくことになると思います。ただ、今のところ、L2レベルにこういうふうに対応しようとか、避難計画をこうしようというところまで結論が至っているのは、まだ、ないという状況です。鬼怒川の問題もありましたので、その辺は我々も急いでやらなければいけないとは思っているんですけども、今、まだ検討中でございます。これは市町村と連携して協議会をやっていると申し上げましたが、協議会の中でまた検討していくことで考えています。

内水の話については、とりあえずまずは外水についてやっているという状況でございますので、内水が今後どういうスケジュール感で進んでいくかというのは、具体的などころはまだ決まっていないという状況です。

○中川委員長

ということは、11ページの浸水想定区域図は従来のものでですね。これも、500ミリの雨というとんでもない雨になってというんだけど、これが更新されると考えていいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宇根）

これは従来浸水想定区域図なので、水防法のいろんな規定に基づいて新しいものをつくっています。ただ、従来浸水想定区域図も外力が大きいですので、どれぐらい変わるかというのはやってみないとわからないということでございます。

○中川委員長

はい。ほか。

○矢守委員

1つだけ。同じ【治水・防災】のペーパーで私も2点あって、1点目は今、立川先生がご指摘のこととほぼ同じことをお尋ねしたいと思っております、東京圏とか中京圏で少

しずつそういう試みが進んでいるような報道もあるので、関西圏というか淀川水系でもやらなきゃいけない大きな課題の一つかなと私も思いました。

2つ目は、5ページでアンケートのご紹介をいただいたんですけども、4,000人と確かおっしゃったと思うので、この結果というのはもう完全に出ていて、もし集計が分析されているのがあれば、どこかで見られるんでしょうかという質問なんですけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所調査課 課長 長谷川）

昨年アンケート調査を行いまして分析はしているんですけども、結果については特に対外的に公表はしてはいない状況になっています。

○矢守委員

ああ、そうですか。私、見せてくださいと言ったら、見せていただけるんですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所調査課 課長 長谷川）

それは可能です。

○矢守委員

大丈夫ですか、ええ。前によく議論になったような、ハザード側のワーストケースをしっかり押さえていくということも大事だと思いますし、こちら受けとめる側の方々の意識というのもしっかり踏まえないといけないと思ったので。じゃあ、また後で教えていただければと思います。ありがとうございます。

○中川委員長

ほかにもございますか。【治水・防災】でもいいですし、【維持管理】【利用】【利水】、どこでも構いません。

高潮の先ほどの【治水・防災】の9ページの図ですが、前から私、言っているんですけども、高潮については避難計画というのは大変だと思います。恐らく大阪ベイエリアについては、カトリーナのときに発生したような大規模疎開のようなものも十分想定して計画を立ててほしいなあと思っています。要するに、高所のビルに住んでいてもそこでずっと生活できないというわけですよ。1週間もたないでしょう。食料もトイレも水も電気もないわけだから。そういうものがとまりますからね。ですから、これからだと思いますけども、避難行動等、高潮の避難計画は通常の洪水とは違う取り組みになると思います。その辺も、国交省さんとしましてはいろいろご指導いただきたいというふうに思います。

カトリーナのことについては、矢守先生たちの巨大災害研究センターで物すごく詳しく取り扱われていますので、またその研究成果もぜひ反映していただければと思いますので、

ご協力、よろしくお願いします。

○矢守委員

はい。

○中川委員長

ほか、ございませんでしょうか。

もう1点。宇治川の侵食対策というのは、これはないんですかね。ゼロですか。12ページになるのかな、これはどう見るんだろう。「堤防天端以下、侵食対策実施状況、宇治川はH28以降41.5キロ」、これは天端なのか、裏法尻なのかよくわからないんですけども、要するに侵食というのは、宇治川は堤外側の侵食対策はもうないんですか。その区別はつくのかなあ。つくんですか。堤外、堤内の侵食と書いていますが、どちらなんだろう。HWL以下で侵食対策というのは堤外になりますよね。堤防天端以下の侵食対策だから、これは堤外側の侵食対策と見ていいんですよね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

堤外側です。はい。

○中川委員長

ということは、どう見るんだろう。4つ、図があってよくわからないんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

委員長、よろしいでしょうか。ここは下のグラフで、平成26年度までに宇治川でしたら3.9キロできていたと。平成27年度というところは実績がないので、棒グラフが入ってなくて、平成28年以降にまだ41.5キロ残っているというふうに見ていただければと思います。

○中川委員長

ああ。右上の図はどう見るんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

右上の図はHWL以下の侵食対策の実績状況ということで、宇治川については護岸整備だとかができていますので、もうこのところは対策が終わっているということです。

○中川委員長

41.5キロってどう関係してるのかなあ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

堤防天端からHWLまでの間ということですね。右上のところはHWL以下ですね。左下は、

HWLから天端までということです。

○中川委員長

ああ、なるほど。余裕高のところのこと。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

HWLから堤防天端までです。

○中川委員長

ということは、HWL以下のところは、宇治川は全て侵食対策が終わっているということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

はい。

○中川委員長

低水路の高さの2倍ぐらいの高水敷幅を持つというのは普通ですよ。それは構造令に書いてある。ないところがありますよね。ああいうところは、テトラポットを放り込んだだけで、それは侵食対策をしたということになっているんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

それは、河岸の侵食の防止のところですね。そのところは今、若干崩れているところもありますし、国道1号線の上流のところだとかだとちょっと侵食傾向のところはございますが、そこは向島のところで高水敷の広いところですけども、そういうところもありますので、根固めブロックみたいなものを投入するとか、もうちょっと硬いようなものを入れるとか、ケース・バイ・ケースで実施はさせていただいているところです。

○中川委員長

高水敷はつくらずに、そういう。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 矢野）

つくるのがいいのか、そのまま何か対策ができるのかというようにケース・バイ・ケースで実施はさせていただいているところです。

○中川委員長

ありがとうございました。ほか、どうでしょうか。堀野先生。

○堀野委員

ちょっと教えていただきたいのも半分あるんですけど、11ページのところで「まるまち」のマップですとか、想定浸水深とかの表現があったんですけど、前にも一回申し上げ

た気がするんですが、例えば設置箇所数のところも、どっちかという、河川管理者側で例えば1,000カ所必要なところを想定しているうちの134カ所、今設置していますよ、とかいう表現がちょっとあるとよくわかるので、ありがたいなというところです。設置市町村がどれだけで、何がどうという数だけではなくて。

それと、それを考えたときに、木津川市長との除幕式とかあるんですけども、例えばこれはどこですか。この場所は。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所調査課 課長 長谷川）

木津川市役所です。

○堀野委員

ですよね。僕個人が違和感をちょっと感じるのは、そういうところに想定水深、例えばこの場合3.2メートルがここですよと言うことにそんな意味があるのかなあと。どういうところで例えば想定浸水深を表現することがいいのかというその判断基準がわからないので、どういうところを想定されているのかなあと。

これ、意地悪く言えば、市役所とか役所という、いざ何か災害が起こったときに本部とならざるを得ないような機関が、そんな3.2メートルも浸かるというようなところにあってええんかというぐらいの指摘をしたいのか、ということです。場所によっては、基幹施設は全然浸からないところ、大げさにいったら高台のところにありますよ、だからこの町は問題無いですよというような判断にもなるじゃないですか。市役所へ行って「あんなところまで来たんだよ」と言われても、じゃあ、何かあったとき我が市は機能しないの、本部はどこにできるのみたいな感じで受けとめることもできますよね。

そういう意味において、どこにこの浸水深をアピールするかは、逆の意味で問題無いかもかもしれません。是非論を言っているのではなくて、考え方として、どこに置くといいのかということはちゃんと決められているのかということです。

○中川委員長

その意見に対してだけご回答いただきましたんですけども、いかがでしょうか。これはそもそも、どこが決めるんですか。ここに設置するとか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宇根）

それは設置者が決めるので、正直、ここに設置しなければならないとかそういう基準等はないです。よって、堀野先生の言われている、全体で何カ所つけなければいけないという計画も実は立てづらくて、正直、ほとんどないのが現状かと思います。もしかしたら、

自治体によっては設置計画を持って、全体でこれぐらいつけていこうと決めているところはあるかもしれないんですが、私が知っている範囲ではないです。

あとは、市役所がこんなに浸水していいのかという話がありますけれども、まさに今、我々、新たに水防法を改正し、L2での浸水想定を策定しているところです。場所によっては外力が全然変わってしまうので、現実問題、こうなってしまうところがあるので、そういうところをどうしていくのか。本当に移転させてしまうのか、それとも何か代替機能を持つところを別に準備するのか、そういう避難計画等について、まさに今、議論しているところで、正直、まだ答えがないです。場所によっては、市内のほとんどが沈んでしまって、沈まないところに市役所をつくってしまうとふだんの生活が不便でしょうがないというところもあるので、そこはまさに今、議論している最中です。そのところは、こういうふうに決まっているとかいうものはないというのが現状でございます。

当然、そのまま放置していいわけではありませぬので、我々も検討を進めています。それは事務所とか地整だけで考えるのではなくて、東京のほうでも検討している最中です。

○中川委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

全体を通していかがでしょうか。何か言い忘れたこととか。私、1点だけあるんです。よろしいですかね。時間がないのに言わせてもらって。

【人と川とのつながり】の8ページ、ここだけじゃないんですけれども、全体的にちょっと同じようなことが言えると思いますので、今後、ご検討いただきたいと思うんです。この中で何が書いてあるかという、小径について、宇治川では44.7%の整備率、淀川本川については64.6キロメートルの整備ですね。左側の図を見ると、整備計画策定時点の図が描いてあるわけです。ダイダイ色は整備が必要な小径、緑が整備済みの小径、この図を見ても、全然、今の実施内容のグラフと一致しないですよ。宇治川なんてほとんど整備できてませんよね。ですから、こんなきれいな地図は出していただかなくてもいいんですけども、どのあたりができたかということを示したいのであれば、ちゃんと地図的なものの上に整備したところを描いて、わかるように示してほしいなと思うんですよ。

いろいろ皆様方のご意見にもありましたように、もう少し工夫したらわかりやすい情報になるのかなというようなものが散見できましたので、ちょっとあえてここで言わせていただきました。ちょっと今後、工夫をお願いしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宇根）

はい。多数のご意見をいただきましたので、表現の仕方については全般的に工夫していきたいと思います。

#### 4) その他

○中川委員長

はい、ありがとうございます。

それでは5分しかございませんけれども、事務局からもう一つ、その他で説明させてほしいということがございますので、説明していただければと思います。資料－4でございます。丹生ダム、大戸川ダム建設事業の検証についてということで、手短かに事務局から説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宇根）

河川調査官の宇根でございます。淀川水系の中でダム検証をやっていた2つのダムの検証結果が出ましたので、情報提供をさせていただきます。時間もありませんので、内容のほうはかなり割愛させていただいて、結果だけ申し上げさせていただきます。

まず、資料－4の1ページ目から3ページ目は、丹生ダムのダム検証の結果について示させていただいております。結論については、3ページ目の右側に結論がありますが、検証の結果、丹生ダムについては中止することが妥当であるということになってございます。本委員会でもいただいた意見も上申し、東京の委員会で審査していただいた結果、中止が妥当であるという意見をいただきましたので、正式な決定として今年度の7月に丹生ダムは中止ということに決まりました。丹生ダムの結果については以上でございます。

大戸川ダムについては4ページ目、5ページ目に検討の内容は示させていただいておりますが、結論のところは5ページ目の右下に、対応方針ということで書かせていただいております。大戸川ダムについては継続することが妥当であるということで結論が示されました。ただ、大戸川ダムについては、下から4行目のところから書いてありますが、大戸川ダムの本体工事については、淀川水系河川整備計画において「中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」となっておりますので、同計画を変更するまでは現在の段階を継続して、新たな段階（ダム本体工事）には入らないというような条件がつけられております。大戸川ダムについては継続ということになっておりますが、ダム本体工事に入る際には整備計画の変更を伴うというような条件がつけられております。以上、ダム検証の結果でございます。

あとは、次第には書いておりませんが、もう一つ情報提供がございまして、天ヶ瀬ダムについては、再開発事業をやっておりまして、放流トンネルをつくって機能の増強を図っているところでございますが、最近報道で出ているとおり、事業費と工期が延びる見込みとなっております。理由については、もともと破碎帯があるのは想定されていたんですが、想定よりその幅が大きかったということと、ヒ素が出てきたということで、その処理費用がかかって、工期もかかるということです。天ヶ瀬ダム再開発事業の事業費は430億円の計画になっていたんですが、それが590億円になる見込みです。それと、完了の予定が平成30年というのを予定していたのが、3年延びて平成33年になるという見込みになっております。まだ現在正式に決まったわけではなくて、各府県に意見照会をしている段階でございますので、次回以降の委員会のほうでその内容についてはご説明させていただきたいと思っております。参考情報として提供させていただきたいと思っております。私からは以上です。

○中川委員長

ありがとうございました。本日の予定しておりました議題はこれで全て終了いたしましたけれども、何かその他でございますでしょうか。事務局、よろしいですか。

それでは、マイクを事務局に返します。

### 3. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 吉田）

長時間にわたりご議論、ありがとうございました。

本日の議事録は事務局で取りまとめ、各委員にご確認をいただいた後にホームページに公開させていただきます。

次回の委員会の日程は、後日再度調整して決定させていただきますので、またその際は連絡をさせていただきます。

それでは、これで平成28年度第1回淀川水系流域委員会専門家委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

[午後 0時4分 閉会]